

## 2 地図作成の現状

### (1) 地図の現状

不動産登記法14条に規定する登記所備付図面の平成21年4月時点での図面枚数は、総枚数674.8万枚である。内訳として登記所備付地図（不動産登記法14条1項）は、390.3万枚（登記所備付図面58%）であり、地図に準ずる図面は、284.5万枚（登記所備付図面42%）である。地図の内訳は、地籍図338万枚・土地改良図等51.5万枚・法務局作成地図0.8万枚である。地図に準ずる図面の内訳は、旧土地台帳附属地図203万枚・その他の図面81.5万枚である。

登記所備付地図の87%を占める大規模な地図供給事業である国土調査法2条1項3号に規定する地籍調査事業の平成21年3月末時点での進捗状況は、全国土面積（377,880K㎡）から国有林野及び公有水面等を除いた地籍調査事業対象面積286,200K㎡のうち地籍調査実施済み面積は、140,053K㎡で、要対象面積に対する進捗率は49%である。地籍調査実施済み対象面積のうちDID（人口集中）地区は、対象面積12,255K㎡の21%である2,583K㎡が実施済みである。

登記所備付地図の管理者である法務省においては、平成15年6月に開催された政府の都市再生本部の会議において、小泉首相から法務省と国土交通省が協力し都市再生のための施策に必要な全国の都市部（DID地区）の登記所備付地図作成事業の推進の指示があり「民活と各省連携による地籍整備の推進」を掲げる政府方針に基づき都市部の地図混乱地域の不動産登記法14条1項の地図作成作業が推進された。

平成20年度には「登記所備付地図作成作業新10カ年計画」（平成21年度から10カ年で130K㎡を実施）計画を導入し、平成22年度からは新10カ年計画を前倒し8カ年で実施すべく予算措置をして、法務局による地図作成作業が進められている。